

# 1級建築士 製図試験の採点基準(研究会の独自推定)

**注意:**試験の採点基準は、公益財団法人建築技術教育普及センター(以下、センターと言う)から、合格基準等として採点ポイントと採点結果の区分が公表されているが、具体的な基準は示されていない。以下は、研究会**独自判断**による具体的な採点基準の**推定内容**である。

## 1. 製図試験の「採点基準」について(研究会の独自推定)

センターによる採点基準は、「合格基準等」である(右図参照)。ただし、公開されている答案用紙 I には、右下に「採点欄」が示されている(下図参照)。採点基準を推定するに当たり、参考となるものは、この2点のみである。「採点のポイント」では、下記(1)~(5)が示されている。  
 (1)空間構成、(2)意匠・建築計画、(3)構造計画、(4)設備計画、(5)設計条件・要求図書等に対する重大な不適合  
 更に、「採点結果の区分(成績)」では、ランク I (合格)、ランク II、ランク III、ランク IV が示され、上記の「(5)重大な不適合」に該当するものがランク IV であると書かれている。なお、H30の各ランクの該当者割合は、ランク I (41.4%)、ランク II (16.3%)、ランク III (16.5%)、ランク IV (25.9%)であった。  
 H21~H29までのランク IV は、約10%前後であったが、H30は25.9%と増加した。最大の理由は、「建築面積1164.8㎡を超えているもの」に該当する方が多かつたことであるが、それ以外にも重大な不適合に該当する要求室が増加(例えば、多機能トイレ、便所、屋外テラスも含まれる等)していることもある。今後も、このランク IV の評価は厳しい内容になる傾向が見られる。

## 2. 採点方法は「減点法」と推定

採点方法としては、次の2種類が考えられる。  
 ① 各詳細項目ごとに間違い箇所を減点とする**減点法**として、その合計点によりランク評価する方法  
 ② 各詳細項目ごとに**ランク評価**として、全体でもランク評価とする方法  
 この2種類が考えられるが、研究会では、下記理由により、①の**減点法**(合計点はランク評価)で採点されているものと推定する。  
 上記①と②の評価方法では、②の採点法が厳しい。②の場合、詳細項目をランク評価にしてしまうと、そこで**一発落ち**となる確率が高くなり、全体的な製図力や微妙な合否判断等が難しい。製図試験は、毎年約4割(約4千人)が合格する試験であり、その4割は上位から4割となる。上位4割は、その年度の出来具合により左右され、特に合否ギリギリのところは激戦区の状況であることから、微妙な判断等するためにも減点法による採点方法が分かりやすい。

## 3. 採点の「仕方」の推定

研究会では、合格した方及び不合格となった方の様々な図面(記述含む)を分析した結果、概ね図面と記述の採点比率は、**6:4**ではないかと推定している。更に、図面採点は、以下の手順で進められているのではないかと推定する。  
 ① **重大な不適合**の図面を除く。・・・毎年1割程度のが該当する、H30は約26%が該当。  
 ② **図面採点:60点満点**として、その中の50点を空間構成、意匠建築計画、構造計画、設備計画等、10点を図面印象点とした減点法で採点する。  
 ③ **記述採点:40点満点**として各記述内容を減点法で採点する。  
 ④ ②図面と③記述の合計点(100点満点)の減点法)を出す。  
 ⑤ 受験者全員の約4割の人数を求め、上位点数者から、その4割までを合格とする。・・・合否ギリギリのところは様々な要因を加味しているものと推定する。

試験採点で重要なことは、**平等性**である。1万人の試験答案用紙を多くの審査員が平等に評価するためには、常識的に考えると、平等性を維持できるルール化をしないといけない(人により異なる感性や感情が入らないようにする)。従って、採点方法は、**単純明快のルール**となる。それから推定できることは、上記のような項目でのチェックである。**重大な不適合**の判断は容易であり、一つでも欠落があれば、ランク IV として、その後の採点はしない。減点法では、図面と記述で、それぞれ減点に関するチェックリストを作成しておき、そのリストに基づき**減点**(-1点、-2点、-3点、-4点、-5点)などしていると推定する。

以上から、研究会としては、「**採点一覧表**」を表1の通り推定した(採点一覧表は会員講座での公開)。

断面図 縮尺 1/200																															
面積表 (算定式は、算出過程がわかるものとする。算出結果は、小数点以下第1位までとし、第2位以下は切り捨てる。)																															
建築面積 (算定式)		合計																				受験番号		試験場		氏名					
床面積	3階 (算定式)	合計																				試験場		氏名							
	2階 (算定式)																														
	1階 (算定式)																														
※面積は中心線		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
		31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60

図2 H30のセンターから公表された答案用紙 I の一部抜粋について

## 平成30年一級建築士試験「設計製図の試験」合格基準等について

### 1. 合格基準等

一級建築士試験「設計製図の試験」は、「与えられた内容及び条件を充たす建築物を計画し、設計する知識及び技能について設計図書等の作成を求めて行う。」ものであり、その合否判定における平成30年試験の「採点のポイント」、「採点結果の区分」及び「合格基準」は、次のとおりである。

採点のポイント	(1) 空間構成 ①建築物の配置計画 ②ゾーニング・動線計画 ③要求室等の計画 ④建築物の立体構成等 (2) 建築計画 ①建築物のパッシブデザインの計画 ②要求室の機能性・快適性等 ③図面、計画の要点等の表現・伝達 (3) 構造計画 ①建築物の構造種別・架構形式・スパン割り等 ②温水プール室の構造計画 ③振動及び騒音対策 ④地盤条件を踏まえた基礎構造の計画 (4) 設備計画 ①設備スペース及び設備シャフトの計画 (5) 設計条件・要求図面等に対する重大な不適合 ①「要求図面のうち1面以上欠けるもの」、「計画の要点等が完成されていないもの」又は「面積表が完成されていないもの」 ②地上3階建てでないもの ③図面相互の重大な不整合(上下階の不整合、階段の欠落等) ④建築面積が1164.8㎡を超えているもの ⑤床面積の合計が2,300㎡以上、2,800㎡以下でないもの ⑥次の要求室・施設等のいずれかが計画されていないもの 温水プール室、更衣室A、多目的スポーツ室、トレーニングルーム、ダンススタジオ、キッズ用プレイルーム、更衣室B、健康相談室、コンセプトルーム、エントランスホール、カフェ、事務室、多機能トイレ、便所、機械室、エレベーター、屋外テラス ⑦その他設計条件を著しく逸脱しているもの
採点結果の区分(成績)	○採点結果については、ランク I、II、III、IVの4段階区分とする。 ランク I : 「知識及び技能」*を有するもの ランク II : 「知識及び技能」が不足しているもの ランク III : 「知識及び技能」が著しく不足しているもの ランク IV : 設計条件及び要求図書に対する重大な不適合に該当するもの *「知識及び技能」とは、一級建築士として備えるべき「建築物の設計に必要な基本的かつ総合的な知識及び技能」をいう。 ○なお、採点の結果、ランク I、II、III、IVのそれぞれの割合は、次のとおりであった。 ランク I : 41.4%、ランク II : 16.3%、ランク III : 16.5%、ランク IV : 25.9%
合格基準	採点結果における「ランク I」を合格とする。

### 2. その他

試験問題及び標準解答例は、当センターのホームページに掲載します。

図1 H30のセンターから公表された合格基準等について